

区等を被申請人とする調停の申請について

1 事件名

公園内バーベキューサイト運用再開差止請求事件

2 当事者

申請人 中野区民

被申請人 中野区及び株式会社東京アスレティッククラブ

3 事件の経過

令和3年(2021年)3月1日 東京都公害審査会に公害紛争処理法に基づく
調停の申請

同月9日 調停申請書送達

4 事案の概要

本件は、申請人が、平和の森公園内のバーベキューサイトでバーベキューが行われると煙と悪臭のため日常生活に支障を来すとともに、申請人の経営する賃貸マンションの入居人の退居転出等による損害が生じるおそれがあるなどとして、当該バーベキューサイトの運用再開を行わないことを求めるものである。

5 調停を求める事項及びその理由

(1) 事項

被申請人は、平和の森公園内のバーベキューサイトの運用再開を行わないこと。

(2) 理由

煙と悪臭のため日常生活に支障を来すとともに、マンションの入居人の退居転出等による損害が生じるおそれがある。